

道路技術懇談会運営規則（改正案）

（趣旨）

第1条 本規則は、道路技術懇談会（以下「懇談会」という。）の所掌事務、会議、庶務その他懇談会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、道路分野における新技術の活用及び技術開発の促進、並びにそれらに資するデジタル化等の基盤整備に係る検討にあたって助言を行う。

（座長）

第3条 会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会議を総理し、会議を代表する。

3 座長は、必要があると認める場合に、委員以外の者にその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事）

第4条 会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開催することができない。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、国土交通省道路局国道・技術課技術企画室において処理する。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、懇談会の議事の手続その他運営に関し、必要な事項は座長が定める。

附 則

この規則は、令和元年12月18日から施行する。

一部改正 令和3年●月●日